

「日本再興戦略」改訂 2015 ー未来への投資・生産性革命ー (新たに講ずべき具体的施策)

平成 27 年 6 月 30 日 閣議決定

(高等教育関係部分抜粋)

<目次>

第一 総論

- I. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方
- II. 改訂戦略における鍵となる施策
- III. 更なる政調の実現に向けた今後の対応
- IV. 改訂戦略の主要施策例

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

1. 産業の新陳代謝の促進
2. 雇用制度改革・人材力の強化
3. 大学改革／科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国
4. 世界最高水準の IT 社会の実現
5. 立地競争力の更なる強化
6. 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

二. 戦略市場創造プラン

- テーマ 1：国民の「健康寿命」の延伸
- テーマ 2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現
- テーマ 3：安全・便利で経済的な次世代インフラの構築
- テーマ 4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

三. 国際展開戦略

第三. 革命のモメンタム～「改革2020」の推進～

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

1. 産業の新陳代謝の促進

ii) サービス産業の活性化・生産性向上

我が国のGDPの約7割はサービス産業で占められており、我が国経済の成長には、サービス産業の活性化・生産性の向上が不可欠である。このため、「サービス産業チャレンジプログラム」(平成27年4月15日日本経済再生本部決定)に基づき以下の施策を実行できるものから迅速に着手し、サービス産業の労働生産性の伸び率を、2020年までに2.0%とすることを目指す(2013年時点:0.8%)。

・業種横断施策

ベストプラクティスの徹底普及(日本サービス大賞、経営課題と解決策の「見える化」等)、サービス品質の評価(日本版顧客満足度指数の普及促進等)、人材育成(大学・専門学校等における経営・職業人材の育成推進等)、独立行政法人日本貿易振興機構等を活用した海外展開支援、都市のコンパクト化・ネットワーク化等

iii) ベンチャー支援(大学改革、エコシステム関係)

③次世代を担うグローバル・ベンチャー育成支援

イ) 我が国の強みを活かした研究開発型ベンチャーの育成とエコシステム構築

- ・我が国は優れた技術力を有しており、それを活用したベンチャー企業の創出・発展のポテンシャルは大きい。研究開発型ベンチャーの育成とエコシステム構築を図るため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国内外のベンチャーファンド等(アクセラレータ)を認定し、当該ファンド等が支援するベンチャー企業に提携先や投資家等とのマッチング等の支援を行う。
- ・大学等の革新的な技術を基にした研究開発型の大学等発ベンチャーは、高い競争力を持ち、グローバル・ベンチャーへと成長する可能性を持つ。このため、強い大学等発ベンチャー創出に資するような技術の発掘・育成を行い、関係省庁が実施する海外の投資家とのネットワーク構築、グローバルに展開する大手企業とのマッチング等の関連施策と連携することで、我が国に

における研究開発型ベンチャー創出とグローバル展開を加速する。

④グローバル・ベンチャー企業創出の苗床となる大学改革

国内外の様々なリソースを呼び込みグローバル競争力の向上を目指す経営力を有する大学である「特定研究大学（仮称）」に、ベンチャー創出のプラットフォームの機能も併せ持たせる。このため、「特定研究大学（仮称）」におけるグローバル・マーケットに関する目利き力を有する海外のベンチャー支援人材の我が国への呼び込み、創業支援、国内外の優れた創業人材の登用やこのような創業人材等による実践的な創業人材育成や技術の目利き人材育成の実施等を、関係府省等による各種のベンチャー関連施策を密接に関連させて支援・促進する。また、同様に、「卓越大学院（仮称）」については、文理融合領域やIoT・ビッグデータ・人工知能等の新領域・新産業の創造の観点も踏まえた分野の設定がなされ、複数の大学、研究機関、企業、海外機関等が連携する仕組みとする。【後掲】（「3. 大学改革/科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国」において記載。

さらに、バイオ・医療分野（特に医療機器開発）のイノベーションを担う人材等を育成するため、大阪大学・東京大学・東北大学がスタンフォード大学と連携し、医療現場での実践的教育プログラムを実施することを支援する。

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2－1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現/若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人材力の強化

『日本再興戦略』改訂 2014」では、「世界でトップレベルの雇用環境・働き方」を実現するため、終身雇用や頻繁な配置転換等に代表される「メンバーシップ型」の働き方に加え、職務等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大や時間ではなく成果で評価される創造的な働き方を可能とする「高度プロフェッショナル制度」等の実現に向けた取組を掲げた。

一方、技術革新の加速化、グローバル競争の激化や少子高齢化等により、企業と個人を取り巻く環境が劇的に変化している中で、国民がより質の高い雇用と安定した所得に恵まれ、同時に企業の生産性向上を実現させていくためには、働き過ぎ防止を含めた働き方改革の実行実現に引き続き取り組むとともに、個人が「就社」意識から脱却し、一人ひとりが、それぞれの能力や個性に応じた専門性を磨き、自らの価値を最大限引き出せる職場を選んで、能力を発揮していく機会をより多く得られる

ようにすることが何よりも重要である。こうした取組により、イノベーションを実現できる人材の育成にもつなげていく。人的資本への投資が確実かつ長期的なリターンを得るとの考えに基づき、経済社会の変革に柔軟に対応するための、初等教育から生涯を通じたあらゆる段階における「一人ひとりの主体的な学び」を、省庁横断的に重点的に支援することを通じ、人的投資を格段に増大させる。こうした考え方の下、日本の人材資源活用力を抜本的に強化する観点から、雇用政策と教育政策を一体的に連動させた取組を進めるとともに、その基盤となる人材育成の充実を図る。

ii) 未来を支える人材力の強化

(職業意識・実践的職業能力を高めるための教育機関改革)

⑨大学等におけるインターンシップの推進

大学等の学びと職業選択が切れ目なくつながるよう、学生のインターンシップ参加比率を飛躍的に高める。このため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による傾斜配分等を通じ、インターンシップの単位化、数週間にとどまらない中長期のインターンシップ等を実施している大学等の取組を促進する。その際、学生にとって働く目的を考え自己成長する契機となる、有給インターンシップや中小企業へのインターンシップについても、産学の連携により推進する。

⑩専門職大学院における高度専門職業人養成機能の充実

経営大学院などの専門職大学院における教育の充実により、成長が見込まれる産業分野の高度専門職業人養成機能を強化するとともに、グローバル化や教育の質を確保する観点から、国際的な評価機関からの評価を積極的に受けることや世界基準の教育プログラムを構築することなど、専門職大学院の検証とその結果に基づく見直しを1年以内に行い、速やかに制度的措置を含む所要の方策を講ずる。

⑪大学等における「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設

大学等での、社会人が職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目指し、大学等の社会人や企業のニーズ（経営、会計、IT、マーケティングなど）に応じた実践的・専門的教育プログラムを文部科学大臣が認定し、奨励する仕組み（「職業実践力育成プログラム」認定制度）を構築する。

⑫実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

産業構造の急速な変化に対応し、職業的専門性をいつでも身に付けられるようにするため、高等教育体系を多様化する観点から、新たに「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」を制度化する。

当該機関における教育プログラムは、職業実践の場において必要なスキルや知識を身に付け、その実践をもとに、学校で授業を受け、討議をすることを通じ、スキルや知識を体系化する「デュアル教育プログラム」を導入する等、職業実践能力を獲得するにふさわしいものとする。また、社会人が特定の知識やスキルを短期間に集中して効果的に学ぶことができる多様な教育プログラムの提供が可能な仕組みとするとともに、個々の教育プログラムが、産業構造の変革等に適切に対応できるよう、産業界と密に連携をしつつ、不断の検証・改善がなされるプロセスを組み込む。これらの教育プログラムを教える教員として、職業実践の知識や経験と効果的な教授方法を身に付けた実務家教員を積極的に登用するとともに、施設・設備については、実社会における変化に柔軟に対応可能であり、かつ、若年層・社会人を問わず質の高い実践的な職業教育を行う上で合理的なものとする。また、卒業時に与えられるサーティフィケートについては、「学士」等の学位に相当するものとする。あわせて、公的助成、奨学金制度等について、既存の大学等との整合性を確保することにより、専門学校からの転換はもとより、既存の大学からの転換も可能となるようにする。

これらを踏まえ、制度化に当たっては、関係省庁が連携して、個別業界のニーズに応じ、職業分野別団体、産業分野別団体等の産業界による教育水準の確保のための支援・協力体制の構築を図るとともに、2019年度の開学に向け、具体的な制度設計について中央教育審議会でも来年年央までに結論をまとめ、来年中に所要の制度上の措置を講ずることを目指す。

⑬職業実践能力の獲得に資する教育プログラムへの教育訓練給付による支援の拡充

「日本再興戦略」を踏まえ、社会人の中長期的なキャリア形成を支援するため、雇用保険法を改正し、①業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程（訓練期間は1年以上3年以内）、②専門学校の職業実践専門課程（訓練期間は2年）、③専門職大学院の課程（訓練期間は2年以内または3年以内）のうち、

厚生労働大臣が指定した講座を受講した場合に、教育訓練給付金の給付割合の引上げや追加支給を可能とする「専門実践教育訓練給付」を創設し、昨年 10 月から実施している。

今後、「職業実践力育成プログラム」認定制度や「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」で行われる教育プログラム等の実態も踏まえつつ、「専門実践教育訓練給付」の対象講座の在り方等について、仕事と両立しやすい多様で弾力的なプログラムも含め、社会人の職業実践能力の形成に真に効果的なものであるか等の観点から検討を行い、速やかに結論を得る。

2－2. 女性の活躍推進/外国人材の活用

ii) 外国人材の活用

②留学生の更なる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化

- ・「留学生 30 万人計画」の実現に向け、海外からの留学生受入れを加速化するため、各大学等のアドミッション・ポリシー等において留学生受入れ方針の明確化を促進する。各大学がアドミッション・ポリシーを明確化することを促すためのガイドラインについては、本年度中を目途に策定・公表する。また、学位取得を目的とする留学を将来的に増やすため、短期留学やインターンシップ等を組み込んだ留学を促進する。
- ・外国人留学生等に対する一層の就職支援強化を図るため、関係府省・団体が連携して、本年夏にも、外国人留学生等と採用に意欲のある企業等を対象としたマッチングイベントを開催するとともに、外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナー等において外国人留学生等の求職情報と外国人材の活用に積極的な企業の求人情報を集約させ、求職・求人のマッチング機能を充実させるなどの取組を行う。さらに、外国人留学生等の就職支援に向けた関係府省の取組の効果を検証し、更なる支援策の改善等につなげていく。

3. 大学改革/科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

昨年 4 月の「我が国のイノベーション・ナショナルシステムの改革戦略」で提唱した、革新的な技術シーズの不断の創出とその迅速な事業化を実現するための「イノベーション・ナショナルシステム」の再構築の取組は、本年 6 月の「国立大学経営力戦略」により仕組みとしては完成を見た。今後は、「科学技術イノベーション総合戦略 2015」（平成 27 年 6 月 19 日閣議決定）に盛り込まれた内容を推進することに加え、国立研究開発法人の機能強化を更に推進するとともに、「国立大学

経営力戦略」の下、革新的な技術シーズ創出を担う大学の自己改革の取組を促進することにより、イノベーション・ナショナルシステムの実装を重点的に推進し、世界一イノベーティブな国の実現を目指す。

その際、地域発のイノベーションについては、地域の実情に応じ、地域内外のシーズ・ニーズを取り込む取組等を推進・強化する。

また、「知的財産推進計画 2015」（平成 27 年 6 月 19 日知的財産戦略本部決定）に基づき、地方における知財活用の推進、国際標準化・認証への取組等を推進する。

なお、研究開発投資の目標（対 GDP 比 4 % 以上、うち政府研究開発投資対 GDP 比 1 %）については、第 4 期科学技術基本計画に基づき、その実現を目指す。また、科学技術イノベーションは日本再生の重要な柱であることを踏まえ、将来への投資である科学技術イノベーション政策を効果的に推進できるよう、厳しい財政状況や研究開発の特性も勘案しつつ、第 5 期科学技術基本計画においては、投資目標や成果目標についても検討を進め、本年中に結論を得る。

i) イノベーション・ナショナルシステムの実装

① 国立大学経営力戦略

ア) 自己改革に積極的に取り組む大学を重点支援することによる経営力強化に向けた大学間競争の活性化

各大学は、ビジョン・目標を明確にし、新たに設けられる重点支援のための 3 つの枠組み（「地域貢献及び強み・特色のある分野での世界・全国的な教育研究の推進」、「強み・特色のある分野での、地域というより世界・全国的な教育研究の推進」、「全学的に世界で卓越した教育研究・社会実装の推進」）のいずれかを自ら選択し、取組構想に応じた測定可能な評価指標 (KPI) 等を設定する。改革の取組状況について、評価指標等に基づき、透明性のある客観的な評価を行い、その結果をもとに国立大学法人運営費交付金のメリハリある配分を行う。

この仕組みを実効性のあるものとするため、評価指標 (KPI) 等の考え方については本年概算要求時に、透明性のある客観的な評価手法及び運営費交付金の配分方法については、本年中を目途に取りまとめ、公表する。

その際、時代の変化に適応した学部等の教育研究組織の大胆な再編や新陳代謝、相互の強み・特色を補完する大学間連携や連合、年俸制など教育研究実績・能力に応じた給与体系への転換等の人事給与システム改革、クロスアポイントメントの導入、創業人材の育成などの取組を積極的に評価・支援する仕組みとする。

運営費交付金のメリハリある配分を担保するため、新たに設定する「機能強化促進係数(仮称)」及び「学長の裁量による経費(仮称)」の係数及び額について、各大学の財務構造や改革加速期間中の取組を踏まえ、本年中を目途に設定する。その際、『日本再興戦略』改訂 2014」における記述(「運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(2015 年度末で各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を 3 ～ 4 割に)」)の趣旨を踏まえて設定する。

イ) 国立大学の経営力強化のための財務運営の自由度の拡大

自己収入拡大に向けて財務運営の自由度を拡大するため、収益を伴う事業の拡大(国立大学法人法に規定する大学の業務範囲の明確化等)等について本年中に一定の結論を得た上で、また、寄付金獲得に向けた方策等についても結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

さらに、大学・企業間の共同研究拡大に向けた、大学による積極的な企業との対話の努力及び協力の枠組み構築等を学長のマネジメント実績等として評価し、運営費交付金の配分等に反映する。

なお、大学と企業間での共同研究契約について、共同研究の特許出願の形態・活用状況や、不実施補償を含めた契約の実態を調査した上で、共同研究における特許出願と契約の在り方について検討し、その検討結果を踏まえて柔軟な契約締結を大学・企業に働きかける。

ウ) 「特定研究大学」等の創設によるグローバルに競う大学の重点強化と未来の産業・社会を支えるフロンティア形成の促進

・特定研究大学(仮称)

高い経営力と自由度を有し、国内外の様々なリソースを呼び込むことによりグローバル競争力を高める大学を形成するため、「特定研究大学」(仮称)制度を創設する。このため、次期通常国会を目途に関連法案を提出することを含め、必要な制度整備を行う。

その際、国内外の大学関係者の参画等による海外大学をベンチマークとした世界水準の厳格な評価の実施や徹底した情報公開等、厳格な学内マネジメントを求める一方で、組織再編の柔軟化や定員管理の自由度拡大、財務基盤強化につながる更なるインセンティブの付与(資産運用・収益事業の自由度拡大等)等、経営力強化のための方策を盛り込む。

また、大学とベンチャー企業間の連携や好循環を実現する観点から、海外事例をも踏まえ、イノベーションを担う創業人材の育成、大学発ベンチャーの創出の促進等の方策についても盛り込む。

・卓越大学院（仮称）

IoT・ビッグデータ・人工知能等の発展にも対応するため、文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国が強い分野の最先端の教育を可能にし、また、複数の大学、研究機関、企業、海外機関等が連携して形成する「卓越大学院（仮称）」制度を創設する。このため、本年度中を目途に、産学官からなる検討会において、卓越大学院を形成する分野の設定や複数の機関が連携する仕組みについて、新領域・新産業の創造、新規創業の観点も踏まえて示し、来年度から、大学における企業との連携による構想作り等の具体化に向けた取組を開始する。

・卓越研究員（仮称）

特定研究大学や卓越大学院等において、優れた若手研究者が安定したポストにつきながら、独立した自由な研究環境の下で活躍できるようにするため、「卓越研究員」制度を創設する。大学の定年退職ポストの活用の在り方や特定の大学への過度の集中排除等を検討した上で、来年度から制度の運用を開始する。

② 競争的研究費の改革

近年、国立大学法人については、研究の多様性や基礎研究力の相対的低下といった問題が生じており、大学改革と研究資金改革の一体的推進が必要となっている。

このため、文部科学省及び内閣府の大学等に対する競争的研究費については来年度から新規採択案件について間接経費 30%を措置する。また、総合科学技術・イノベーション会議の下で、関係府省の競争的研究費における間接経費の適切な措置等について年内に検討を開始し、来年度から順次実施する。

また、国立大学法人の人事給与システム改革等の状況を踏まえ、直接経費からの人件費支出の柔軟化、設備・施設の共用化の促進及び研究資金制度間のシームレス連携等の運用改善について、総合科学技術・イノベーション会議の下で検討を開始し、来年度から順次実施する。

民間からの研究資金の間接経費についても、産学連携を加速する観点も踏まえ柔軟に措置されるよう、内閣府が本年中を目途に民間への理解の促進を図る。

なお、運営費交付金と競争的経費（研究費に限らず公募型の経費全てを含む）による大学のデュアルサポートシステムの再構築を図るための方策（持続的なシステム改革の継続のための方策等）についても本年度中に結論を得て来年度から順次開始する。あわせて、科学研究費助成事

業について、審査分野等の基本的構造の見直しを進め、挑戦性・融合性等を強化しながら、多様で独創的な学術研究に、裾野広く一定程度腰を据えた研究資金の配分を行う。

③研究開発法人の機能強化と「クロスアポイントメント」制度の積極的な導入

研究開発法人を中核として、分野・セクターの枠を超えて産学官の積極的な参画を促進するイノベーションハブの形成及びその機能の積極的な参画を促進するイノベーションハブの形成及びその機能強化や、革新的な技術シーズを事業化に結び付ける「橋渡し」機能の更なる強化を図る。

このため、例えば、国際頭脳循環のハブとして、世界的な研究リーダーの育成に取り組む国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等において、クロスアポイントメントや民間との共同研究の推進、年俸制の導入の促進、民間アイデア・技術の結集・活用等について目標設定を行う。

また、上記の各国立研究開発法人等とともに、特に、国立研究開発法人物質・材料研究機構（物材機構）、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人森林総合研究所など来年度に新たに中長期目標期間の開始年度を迎える国立研究開発法人について、クロスアポイントメントや共同研究の一層の推進等を中長期目標に明確に位置付ける。

さらに、昨年12月の「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点」を踏まえ、大学、研究機関及び企業において広く同制度がより一層積極的に活用されるよう、導入の促進を図る。

加えて、国立研究開発法人について、研究開発に係る物品・役務の調達、自己収入の取扱い、経営努力認定、中長期目標期間を超える繰越し等の柔軟化といった運用改善を図る。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく調達に関する新たなルールや随意契約によることができる具体的なケースの提示による調達合理化の取組を進め、あわせて、入札における競争性確保の重要性を勘案しつつ、随意契約によることができる限度額を国立大学法人の全体的な状況と均衡の取れたものとするなど基準の在り方も含め検討し、研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達ができるよう取り組むとともに、独立行政法人会計基準の運用状況を把握し、適切なマネジメントについて検討する。

さらに、世界トップレベルの研究開発成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、総合科学技

術・イノベーション会議及び主務大臣の強い関与や業務運用上の特別な措置等を定めた新制度を可能な限り速やかに創設する。

4. 世界最高水準の IT 社会の実現

i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ

④サイバーセキュリティの確保に向けた基盤強化（技術力の強化・産業育成、人材育成）

イ) 人材育成

顕在化・深刻化しているセキュリティリスクや、急速な技術革新とともに高度化するサイバー攻撃への対策を確かなものとするためには、それを支える人材の育成が急務である。

このため、初等中等教育段階からのプログラミングや情報モラルに関する教育を充実させる。また、高等教育機関において、大学等における実践教育ネットワークの構築に向けた取組、国立高等専門学校におけるセキュリティ教育プログラムの開発を推進するとともに、産業界と連携した実践的なセキュリティ教育の普及等を図る。

さらに、企業等の経営におけるセキュリティ対策の責任者を育成するためのセキュリティマネジメント試験を来年春に導入する。

あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、高度な実践的人材の育成を強化する。このため、産学官の協力体制構築に向け、緊密な連携や情報共有の促進に加え、実践的なサイバー演習環境をクラウド環境で整備する。また、実践的な教材の産学官共同開発を支援する。さらに、官民連携によりサイバーセキュリティに従事する者の実践的な能力を適時適切に評価できる試験制度の充実を図る。

また、国民一人一人が自発的にセキュリティに係る知識を習得できるよう、オンライン教材の開発及び活用を推進する。

これらを含め、人材育成に係る施策を総合的に推進するため、本年度中に「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針(仮称)」を策定する。

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

ii) 残された集中取組期間における国家戦略特区の加速的推進

b) 更なる規制改革事項等の実現

⑭獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討

- ・ 現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化し、ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになり、かつ、既存の大学・学部では対応が困難な場合には、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国的見地から本年度内に検討を行う。

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

ii) 地域イノベーションの推進

大学、研究機関、企業といった地域に存する各主体のミッションを明確化し、クロスアポイントメント制度の活用等を通じて人材・技術の流動化を図るとともに、地域に閉じず全国のリソースを積極的に活用する仕組みを構築するため、目利き人材による全国規模での産学官マッチング機能の強化、産学官連携による集積の形成、地域中小企業の知財戦略強化、戦略的な標準化の推進等の施策を推進する。【再掲】

経済財政運営と改革の基本方針 2015

～経済再生なくして財政健全化なし～

平成 27 年 6 月 30 日 閣議決定

(高等教育関係部分抜粋)

第 1 章 現下の日本経済の課題と基本的方向性

第 2 章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革

[1] 「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造

[2] 海外の成長市場との連携強化

[3] イノベーション・ナショナルシステムの実現、IT・ロボットによる産業構造改革

「世界で最もイノベーションに適した国」の実現を目指し、未来の成長の源泉であるイノベーション創出を担う企業・大学・研究機関の人材・知・資金の好循環を誘導するイノベーション・ナショナルシステムを構築する。

(イノベーション・ナショナルシステムの実現)

総合科学技術・イノベーション会議の下、「第 5 期科学技術基本計画」を策定するとともに、「科学技術イノベーション総合戦略 2015」を強力に推進する。

産学官からなるオープンイノベーションの推進、多様な研究主体を引き寄せる「場」の設定支援、民間資金とのマッチング・ファンドの導入促進、革新的技術シーズを事業化に結び付ける橋渡し機能強化、若手研究者・起業家の育成と人材流動化、「特定国立研究開発法人（仮称）制度」の可能な限り早期の創設等を戦略的に実施する。

イノベーション創出の基盤を担う大学について、機能強化の方向性に応じた 3 つの重点支援の枠組みの新設を通じたメリハリある配分、ガバナンス確立とマネジメント改革等を強力に推進する。また、大学改革と競争的研究費改革を一体的に推進する。

世界最高の「知的財産立国」を目指し、知的財産戦略や標準化戦略を推進する。

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

[1] 女性、若者など多様な人材力の発揮

全ての女性が輝く社会を目指す。このため、「女性活躍加速のための重点方針 2015」に基づき、取組を加速する。行政、経済等各分野での女性の参画拡大、科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成、長時間労働の削減や働き方改革、ワーク・ライフ・バランス等に取り組む企業の支援、介護離職防止などキャリア断絶を防ぐ取組、家事・育児など家庭生活における男性の主体的参画、「マタニティ・ハラスメント」などあらゆるハラスメントの根絶、女性の暮らしの質向上のための取組等を積極的に進める。税制・社会保障制度・配偶者手当等の在り方については、女性が働くことで世帯所得がなだらかに上昇する、就労に対応した保障が受けられる等、女

性が働きやすい制度等への見直しに向けて具体化・検討を進める。

職場情報の「見える化」を通じた雇用管理改善の促進など若者の雇用対策の強化や、学修時間の確保等のための現在の大学4年生等からの就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施等に取り組むとともに、再チャレンジが可能な社会の構築を目指し、ニート等の職業的自立の支援、非正規雇用労働者対策の強化、協力雇用主への支援を含む刑務所出所者等に対する就労支援、受刑者に対する職業訓練の一層充実やそれを支える矯正施設の環境整備等に取り組む。また、生産性向上のための人材育成、医療・福祉、建設業、運輸業、造船業などの人材不足が懸念される分野での人材確保・育成対策等に取り組む。

生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就労等の支援、障害者等の活躍に向けた農業分野も含めた就労・定着支援、文化芸術活動の振興などその社会参加の支援等に取り組む。

外国人材の活用は、移民政策ではない。基本的な価値観を共有する国々との連携を強化するとともに、知日外国人材を増やす。優秀な研究者や経営者など外国の高度人材や留学生等が活躍しやすい環境を整備する。技能実習制度は、管理監督体制の抜本的強化等を着実に推進する。あわせて、人権擁護施策の推進など、外国人にも暮らしやすい社会に向けた取組を進める。

[2] 結婚・出産・子育て支援等

[3] 教育再生と文化芸術・スポーツの振興

(教育再生)

経済成長の源泉は「人」であり、教育を通じた人材育成は極めて重要な先行投資である。「教育基本法」の理念の実現に向け、教育再生実行会議等の提言を踏まえつつ、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、総合的に教育再生を実行する。

幼児教育は人格形成の基礎を培うものであり、重要な政策課題として総合的にその振興に取り組む。家庭の教育費負担軽減の観点から、「少子化社会対策大綱」等も踏まえ、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進めるとともに、無利子奨学金の充実や授業料等負担の軽減に取り組む。

世界トップレベルの学力達成と基礎学力の向上に向け、社会を生き抜く力の養成を図りつつ、アクティブ・ラーニングの促進や教職員の質的向上など指導力の強化を進めるとともに、組織的に教育力を向上させる「チーム学校」の考えの下、多様な専門人材の活用や関係機関との連携、特別支援教育等を推進する。

海外留学・外国人留学生受入れ促進など大学の徹底した国際化、高校教育・大学教育と入学者選抜を通じた高大接続改革、成績評価・卒業認定の厳格化等を推進する。

実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化を進めるとともに、キャリアの見直しの機会等を提供しつつ、職業教育や社会人の学び直しを推進する。

地域コミュニティの核としての学校の役割を踏まえ、学校統廃合、統合困難な小規模校等の活性化、休校した学校の活用・再開に関する支援など、少子化に対応した活力ある学校づくりをきめ細かく支援する。

3. まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

第3章 「経済・財政一体改革」の取組- 「経済・財政再生計画」

1. 経済財政の現状と課題
2. 計画の基本的考え方
3. 目標とその達成シナリオ、改革工程
4. 歳出改革等の考え方・アプローチ
5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

- [1] 社会保障
- [2] 社会資本整備等
- [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等
- [4] 文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等

(文教・科学技術)

文教・科学技術分野については、①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、②民間資金の導入促進、③予算の質の向上・重点化、④エビデンスに基づく PDCA サイクルの徹底を基本方針として、以下の改革を進める。

少子化の進展を踏まえた予算の見直しについては、地域コミュニティの核としての学校の役割及び統合困難な小規模校等の活性化や休校した学校の活用・再開の観点に留意しつつ、学校統廃合については時限的な教員加配等を通じた支援の拡充、ICTを活用した遠隔授業拡大、国立大学法人運営費交付金等の重点配分による大学間の連携や学部等の再編・統合の促進を図る。また、少子化の進展及び小規模化した学校の規模適正化の動向を踏まえ、国が各都道府県等に教職員定数の見通しを示し、これに基づき計画的に教職員を採用・育成・配置する。

民間資金の導入促進については、民間資金の獲得割合の上昇を一つの指標として、国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブを導入するほか、全府省庁の応用研究向けの研究費制度について企業の拠出を求めるマッチング・ファンド型制度の適用を加速し、大学について民間との共同研究など財源の多様化を図るとともに、国立大学法人に対する個人からの寄附金について、国立大学法人運営費交付金等の効率化・重点化と併せて、所得控除と税額控除の選択制を導入することについて検討する。また、クロスアポイントメント制度を通じた有能な人材の流動化、大学・研究機関と企業をつなぐマッチングプランナー制度等の活用を推進する。

予算の質の向上・重点化については、大学改革と競争的研究費改革を一体的に推進するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能を強め、各府省庁の予算の重点化、重複排除と連携による効率化を徹底する。また、研究者等による研究設備の共用を原則化するとともに、府省庁を超えた複数の研究費の合算使用を促進することにより、研究費の効率的使用を推進する。

政策の効果について科学的な手法に基づき予算と成果をチェックするなど、エビデンスに基づいた PDCA サイクルを徹底する。

- [5] 歳入改革、資産・債務の圧縮

まち・ひと・しごと創生基本方針 2015
 ーローカル・アベノミクスの実現に向けてー
 （平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）【高等教育関係部分抜粋】

Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

（１）生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

①各企業・産業における「稼ぐ力」の向上

（７）ローカルイノベーション

地域に、グローバルな展開も視野に入れたイノベーションの創出を進めていくため、①大学、研究機関、企業等の連携による地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステム⁽¹⁰⁾の形成、②国内各分野の先端を支え、地域経済を牽引している地域中核企業⁽¹¹⁾のグローバルイノベーター企業への脱皮、③潜在成長力のある企業⁽¹²⁾の地域中核企業への革新を実現していく。これらを通じて、地域発のグローバルイノベーションを創出する。

【具体的取組】

◎地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成

- ・ 地域の実情に応じ、大学、研究機関や企業など地域経済の中核となる主体を中心にしつつも、その連携を担うコーディネーターの組織化・育成・評価の徹底等を行う中で、全国・世界規模での事業化経験を持つ人材の組織的活用、地域外の資源を取り込んだ研究開発、知的財産の活用促進など戦略的な知的財産マネジメントの強化、これらに必要な人材育成や事業化、販路開拓等に総合的に取り組むことを通じて、科学技術を活用した新産業・新事業の創出に取り組む。これらの施策を通じ、グローバルな展開を視野に入れた地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成する。

◎地域中核企業のグローバルイノベーター企業への脱皮

- ・ 成果主義の下、いわゆる橋渡し研究機関と地域の中核企業との連携や、目利き人材による企業のニーズと地域の大学・研究機関等のマッチング機能を強化すること等により、地域における新たな技術・サービスの開発を強化し、地域経済を牽引する地域中核企業のグローバルイノベーター企業への脱皮・更なる成長に取り組む。
- ・ 特に、革新的な基礎研究力を有する大学と、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）等の橋渡し研究機関の研究センターが近接し、相互の連携により、技術シーズが中堅・中小・ベンチャー企業を含めた幅広い分野の企業に橋渡しされ、迅速に事業化されるための新たな拠点（オープンイノベーション・アリーナ）を形成する。

（り）ローカルサービスの生産性向上

「サービス産業チャレンジプログラム」におけるサービス産業の生産性向上に向けた各施策を推進し、サービス産業全体の生産性向上を図る。

(10) 「イノベーション・エコシステム」とは、行政、大学、研究機関、企業、金融機関などの様々なプレイヤーが相互に関与し、絶え間なくイノベーションが創出される、生態系システムのような環境・状態をいう。

【具体的取組】

◎サービス産業の生産性向上

- ・日本経済再生本部で決定された「サービス産業チャレンジプログラム」におけるサービス産業の生産性向上に向けた各施策を地方において有効に展開するための体制整備（「地方版総合戦略」における対応を含む）を図る。このため、よろず支援拠点、地域金融機関、商工会議所、教育機関、地方公共団体、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）等の連携強化を図り、地域のサービス産業プラットフォームを形成する。さらに、専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」により、事業者と支援人材・機関とのマッチングを促す。

（５）地方大学等の活性化

意欲と能力のある若者が地域に残り活躍する環境を実現するためには、雇用の創出に加え、地方大学等が一層活性化し、より多くの若者を惹きつける魅力ある存在となることが重要である。

①知の拠点としての地方大学強化プラン

地域ニーズに対応した高等教育機関の機能を高めるため、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方の課題の解決に貢献する取組を促進する。

【具体的取組】

◎地（知）の拠点としての大学等の機能強化

- ・平成 27 年度より新たに実施している「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」⁽³⁰⁾により、若年層の地元定着を引き続き促進する。

◎地域活性化に貢献する国立大学の取組への支援

- ・第 3 期中期目標期間（平成 28 年度～平成 33 年度）における国立大学法人運営費交付金の在り方に関して検討を行った有識者会議の審議まとめ（平成 27 年 6 月）では、機能強化の方向性に応じた 3 つの重点支援の枠組み⁽³¹⁾を設け、その枠組みの一つとして、地域に貢献する取組等を中核とする国立大学を支援することとされている。これを踏まえ、その在り方について検討を行う。このほか、国立大学法人評価において、第 2 期中期目標期間に引き続き、各大学の社会との連携や社会貢献等に関する目標の達成状況について評価することとしている。

◎地域活性化に貢献する私立大学等の取組への支援

- ・私立大学等改革総合支援事業（うち地域発展タイプ）、私立大学等経営強化集中支援事業及び地方の職を支える人材育成事業を実施し、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進する。

◎日本版 CCRC 構想の推進のための地方大学等との連携

- ・日本版 CCRC 構想の推進においては、地方の大学等との連携による生涯学習の機会の提供やアクティブ・シニアによる学生への指導等の場づくりなどソフト面の在り方についても、他の施策等と一体的に更なる検討を進め、成案を得る。

(30) 「地域のための大学」として、各大学が地方公共団体と連携して地域課題の解決に取り組む「地（知）の拠点整備事業（大学 COC (Center of Community) 事業）」を発展的に見直し、平成 27 年度より実施。各々の強みをもつ複数の大学が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目的に活動する NPO や民間団体等と協働し、それぞれが強みをいかして雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む事業。

(31) 機能強化の方向性に応じた三つの重点支援の枠組みの一つに、主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色ある分野で世界的・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援する枠組みを設けることとされている。

②地元学生定着促進プラン

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を促進する。また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源をいかした教育活動を推進するとともに、地元就職につながるキャリア教育や、地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力を強化する。

【具体的取組】

◎大学生等の地元定着の促進

- ・地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みについて、地方公共団体や学生に対し更に周知し、積極的な活用を促す。
- ・私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化⁽³²⁾等を本年中に措置することを通じ、大学等における入学定員超過の適正化を図り、大都市圏への学生集中を抑制する。

◎学校を核とした地域力の強化

- ・全公立小・中学校区において、学校と地域が連携・協働する体制を構築するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校支援地域本部等の取組を一層促進するとともに、今後の学校と地域の連携・協働の在り方や推進方策等について検討を進め、結論を得る。
- ・農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。
- ・都道府県等にキャリアプランニングスーパーバイザー⁽³³⁾を配置し、地域を担う人材育成・就労支援を促進する。

③地域人材育成プラン

大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根差したグローバル・リーダー育成の取組を推進する。

(32) 例えば、私立大学等経常費補助金の交付に当たっては、現在、収容定員 8,000 人以上の大規模大学では 1.2 倍以上、それ以外では 1.3 倍以上の入学定員超過があった場合、その大学又は学部に対する補助金を全額不交付とする基準を設定している。当該基準を収容定員 8,000 人以上の大規模大学については 1.1 倍以上、収容定員 8,000 人未満 4,000 人以上の中規模大学については 1.2 倍以上と厳格化する（平成 30 年度までに段階的に実施）。さらに、収容定員の規模にかかわらず、入学定員充足率が 1.0 倍を超える場合に超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入する（平成 31 年度に実施）。

(33) キャリアコンサルタントの資格を持つ者等であって、生徒の地元産業に対する理解促進やそこでのインターンシップ等を推進する者。

【具体的取組】

◎地域産業を担う専門的職業人材の育成

- ・ 地域産業を担う専門職業人を育成するための教育が各々の地方の高等教育機関で受けられるよう、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度設計に向けて結論を得るべく検討を進める。
- ・ 大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定する制度を創設し、地域を担う社会人の学び直しを促進する。
- ・ 地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとした高等学校の取組の推進については、以下の通りとする。
 - － 国立高等専門学校において、社会的な要請が強く、人材育成が喫緊の課題となっている情報セキュリティ、海洋、ロボット、航空整備技術に係る人材育成の取組を支援する。
 - － 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業及び職業実践専門課程⁽³⁴⁾の認定制度等を通じて、専修学校における地域産業の振興を担う専門人材の育成を推進する。
- ・ 全国産業教育フェア等を通じ、専門高校等の取組や生徒の学習成果を広く PR する。

◎地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成

- ・ 大学生や高校生等を対象とした「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、特に、平成 27 年度開始の「地域人材コース」により、地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成を一層促進する。また、地域の大学等が地方公共団体等と協力して行う外国人留学生の住環境の整備や就職支援等に関する先行的取組を支援する。さらに、地域の大学と海外の大学等との連携・交流を一層促進する。
- ・ 国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラム（国際バカロレア・ディプロマ・プログラム⁽³⁵⁾）については、科目の一部を日本語で実施しても認定可能となるプログラムの開発に引き続き取り組む。

(34) 専門学校において、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について企業等と連携しつつ組織的な教育を行うものとして、文部科学大臣が認定する課程。平成 26 年度から実施されており、673 校、2,042 学科（平成 27 年 2 月 17 日現在）が認定を受けている。（参考：平成 26 年度における専門学校の学校数・学科数は、2,814 校、8,166 学科）

(35) 国際バカロレアは、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が定める教育プログラム。このうち、16 歳～19 歳を対象とする 2 年間のカリキュラムであるディプロマ・プログラムでは、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能（原則として、英語、フランス語又はスペイン語で実施。平成 27 年 5 月 1 日現在、日本国内での認定校は 25 校。）。